て決議せる趣旨に賛意を表す」

（茲に決議文あるも省略す）

「最後に本聯合はアジア勞働會議を一九三四年に開く事が便宜であるか否かにつき關係アジア諸國の勞働團体に交渉すべき事を執行委員に一任する事を決議す」

右決議により貴下は印度側が日本勞働組合會議の希望するアジア勞働會議を、日本側の希望する如き條件の下に、一九三四年に開催する事に異議なき事、及これに協力する意志ある事が諒察された事と思ふ

アジア勞働會議については右の如き經過を辿つて居る事を御報告申し上げます

昭和九年二月廿八日

日本勞働組合會議
書記長

常務理事
勞働課長
事務主任

第3758號

昭和九年四月十三日

大阪支所長　橋本能保利

常務理事　吉田茂殿

日本勞働組合會議第三回執行委員會開催ノ件

9.4.17
41704

財團法人協調會大阪支所